

札幌市都市局営繕工事情報共有システム実施要領

令和6年2月28日 建築部長決裁

(目的)

第1条 本要領は、札幌市都市局建築部が発注する営繕工事において、受発注者間の情報共有の円滑化、工事関係書類の一元管理や成果物の電子化など、受発注者双方の業務効率化の実現に向けて情報共有システムを利用するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本要領ではインターネットを介して提供されるシステムを使用する方式（ASP方式）によるものとする。

(2) 受注者

工事受注業者の従業員で、工事情報を相互に交換する立場の現場代理人、監理技術者、主任技術者等をいう。

(3) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある工事主任、工事員のほか、工事発注課の職員をいう。

(4) 工事監理者

発注者から当該工事の監理業務を受託した設計事務所または、その協力業者の従業員で、主任監理者及び他の従業員をいう。

(5) 工事帳票

発注者などにより様式を定める工事書類をいう。

また、工事施工協議簿（別紙1）を表紙として公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）で定義する、指示、承諾、協議、提出、報告、通知に係る資料を添付した書類も工事帳票として扱う。

(対象工事)

第3条 情報共有システムを利用する対象工事は、原則、設計金額が5,000万円を超え、かつ、工期が6か月を超える場合に工事発注課が指定する。

ただし、工種の少ない専門工事や工事書類が極端に少ない工事など、情報共有システムの利用が不要であると判断する場合はこの限りではない。

2 前項の規定に関わらず、受注者は発注者との協議により情報共有システムの利用または不利用を選択できるものとする。

(情報共有システムの選定・手続き等)

第4条 利用する情報共有システムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」(以下、「システム機能要件」という。)を満たすものから、発注者に確認のうえ受注者が選定する。

2 情報共有システムの提供事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。

なお、第3条第1項の規定により対象工事として指定した場合のシステム登録・利用料金は、発注時に計上するものとし、同条第2項の規定に該当する場合は、当該工事を設計変更し対応するものとする。

3 ネットワーク環境、PC及び周辺機器については、受注者及び発注者双方で用意することを原則とする。

(利用システム機能)

第5条 システム機能要件のうち、次の各号に定める機能の利用を必須とし、他の機能については受発注者間の協議により利用するものとする。

(1) ワークフロー機能

(2) 書類管理機能

2 前項第1号のワークフロー機能の利用において、建築、電気設備、機械設備工事で回議する工事帳票の一覧及び回議順は別紙2～4によることを原則とし、受発注者間の協議により回議する工事帳票を追加できるものとする。

また、システム上で回議したものは紙媒体における「署名・押印」による事務処理と同等の行為とみなす。

3 第1項第2号の書類管理機能の利用において、建築、電気設備、機械設備工事のフォルダ分けは別紙5～7によることを原則とし、受発注者間の協議によりフォルダ構成を変更できるものとする。

(納品)

第6条 本要領に基づき作成した工事書類は、「電子納品に関する手引き【営繕工事編】札幌市」に基づき、成果品を電子化して納品するものとする。

(検査)

第7条 本要領に基づき作成した工事書類は、電子データによる検査を原則とし、受発注者間の協議により決定するものとする。また、検査時のPC及び周辺機器は受注者が準備するものとする。

(その他)

第8条

- (1) 受注者は、情報共有システム利用に係る効果検証のため、本市が行う調査に協力するものとする。
- (2) 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

本要領は、令和6年4月1日以降に告示する工事から適用することとし、適用日以前から情報共有システムを利用している工事においても、受発注者間の協議により適用できるものとする。